

警報発表時等の取扱いについて

- 1 午前6時現在、京都府「福知山市」「綾部市」のどちらかに、次の①～③のいずれかの気象警報が発表されている場合は、自宅待機とします。
また、午前6時から始業時（8：40）までに発表された場合も同様とします。

- | |
|--|
| ①レベル5 特別警報（氾濫、大雨、土砂災害） / 特別警報（暴風、大雪、暴風雪） |
| ②レベル4 危険警報（氾濫、大雨、土砂災害） |
| ③レベル3 警報（大雨） / 警報（暴風、暴風雪） |

※上記①～③の警報以外では原則として登校とします。
（特に、「大雪警報のみ」、「氾濫警報のみ」、「土砂災害警報のみ」では原則として登校となります。）

- 上記①～③のいずれかの気象警報が発表されて自宅待機となった場合、
- ・その警報が午前10時までに解除された場合は、13時20分より授業とします。
 - ・その警報が午前10時までに解除されない場合は、臨時休業とします。

- 2 「福知山市」・「綾部市」には上記①～③のいずれの気象警報も発表されず、居住している地域に①～③のいずれかの気象警報が発表されている場合は、その地域に住む生徒は自宅待機とします。その後、
- ・その警報が午前10時までに解除された場合は、安全に留意して登校してください。
 - ・その警報が午前10時までに解除されない場合は、終日自宅待機とします。
- （待機中の出欠の取扱いは「出席を要しない日」（忌引等）とします。）

- 3 上記①～③のいずれかの気象警報の発表の有無に係わらず居住地の事情（公共交通機関の運休、通学路の決壊・冠水等で登下校の安全確保が困難な場合等）によって安全に登校できないときも自宅待機とします。ただし、
- ・事情が回復すれば、安全に留意して登校してください。
 - ・事情が回復しない場合は、終日自宅待機とします。
- （待機中の出欠の取扱いは、上記の2に準じるものとします。）

気象警報発表時に休校かどうか確認されるときは、下記アドレスに午前6時10分以降にアクセスしてください。

携帯電話・スマートフォンでは、右のQRコードでも見るができます。

【アドレス】

<https://www.kyoto-ths.ed.jp/i/ir-i-bbs.cgi>

【QRコード】

